

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画とは

(1) 概要

	障害福祉計画	障害児福祉計画
所管	厚生労働省	こども家庭庁
法律	障害者総合支援法第88条及び第89条	児童福祉法第33条の20及び22
策定義務	都道府県、市町村	
現在の計画期間	第6期障害福祉計画 令和3年度～令和5年度 3年間	第2期障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度 3年間
目的	障害者及び障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等（以下「障害福祉サービス等」という。）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすること	
主な対象サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業</li> <li>相談支援</li> <li>短期入所（障がい児を含む）</li> <li>障害福祉サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 訓練等給付（就労継続支援事業等）</li> <li>→ 介護等給付（生活介護、療養介護）</li> </ul> </li> <li>障害者支援施設、グループホーム など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援</li> <li>児童発達支援センター</li> <li>児童発達支援</li> <li>放課後等デイサービス</li> <li>保育所等訪問支援</li> <li>障害児入所施設</li> <li>医療的ケア児等コーディネーター など</li> </ul>

以下、障害福祉計画と障害児福祉計画を「障害福祉計画等」という。

(2) 県と市町村との役割分担

障害者総合支援法、児童福祉法及び国の告示「障害福祉等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに基づき、次のように役割が分担される。

ア 市町村

- 18歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）、難病患者等と、障害児（以下「障害者等」という。）に対する、地域の障害福祉サービス等の実施主体として取り組み、障害福祉サービス等の均てん化を図る
- 地域の障害者等のニーズを的確に把握し、地域の事業者と連携、協力して支援体制の構築を推進するため、市町村障害福祉計画等に位置付けて取り組む など

イ 県

- 地域の障害福祉サービス等の実施主体である市町村が策定する市町村障害福祉計画等に基づく取組を支援（必要な助言、情報の提供その他の援助）

- <その他都道府県の主な役割> ◆：障がい者 ◇：障がい児
- ◆ 都道府県が設置する協議会（自立支援協議会や発達障害者支援地域協議会）における障害者等の支援体制の検討
  - ◇ 広域的な調整の観点から、児童発達支援センターの設置に取り組む市町村への関与
  - ◇ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保
  - ◇ 特に支援を必要とする障害児施設入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整の責任主体として「協議の場」の設置
  - ◇ 医療的ケア児支援センターの設置及び同所への医療的ケア児コーディネーターの配置
  - ◇ 障害福祉サービス等に係る人材養成（相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、強度行動障害支援者、医療的ケア児コーディネーターなど）

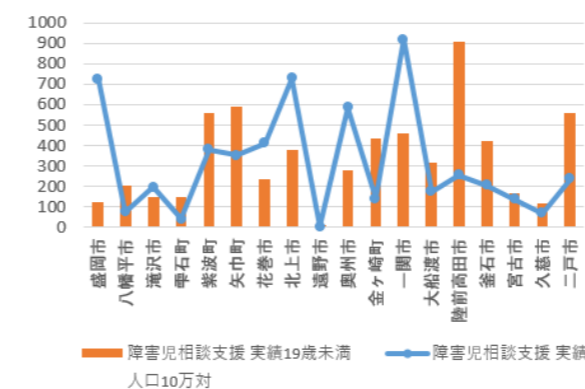
2 第2期障害児福祉計画に基づく取組実績（参考）

令和3年度実績に基づき、県内の人口1万5千人以上の市町村の実績を抽出したもの。

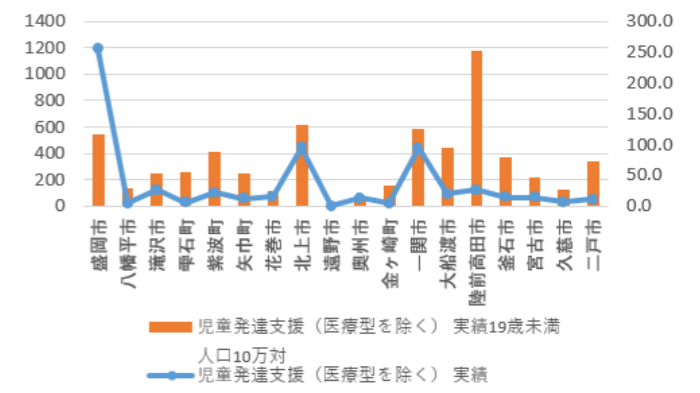
表示単位はいずれも利用者数「人」を示す。

市町村名	人口 (R3.10.1推計人口)	19歳未満人口	障害児相談支援			児童発達支援（医療型を除く）			放課後等デイサービス			保育所等訪問支援		
			計画	実績	実績19歳未満 人口10万対	計画	実績	実績19歳未満 人口10万対	計画	実績	実績19歳未満 人口10万対	計画	実績	実績19歳未満 人口10万対
盛岡市	288,222	46,664	77	58.0	124.3	235	254.8	545.9	604	593.7	1272.2	20	13.3	28.6
八幡平市	23,515	2,875	6	5.9	205.8	3	3.9	136.2	24	22.1	768.1	1	0.3	8.7
滝沢市	55,742	10,631	7	15.8	148.9	22	26.3	247.7	69	72.6	682.8	1	0.1	0.8
雫石町	15,405	2,128	3	3.2	148.8	2	5.4	254.5	14	10.2	477.8	1	0.5	23.5
紫波町	32,119	5,416	20	30.4	561.6	23	22.3	412.4	76	91.9	1697.1	2	0.5	9.2
矢巾町	27,888	4,763	23	28.1	589.6	11	11.8	248.4	82	61.2	1284.2	2	0.0	0
花巻市	92,259	14,154	34	32.9	232.6	22	15.7	110.7	115	112.9	797.8	3	0.5	3.5
北上市	93,249	15,451	53	58.3	377	91	94.9	614.3	155	180.4	1167.7	1	0.7	4.3
遠野市	24,873	3,399	1	0.3	9.8	0	0.0	0	25	25.3	742.9	0	0.0	0
奥州市	111,508	16,833	30	46.8	277.7	8	12.8	76.2	166	178.0	1057.4	0	0.2	1
金ヶ崎町	15,454	2,605	12	11.3	431.9	5	4.0	153.6	40	41.4	1589.9	1	0.7	25.6
一関市	110,072	16,084	74	73.5	457	84	93.9	583.9	177	178.4	1109.3	24	26.9	167.4
大船渡市	33,949	4,463	5	14.1	315.6	27	19.7	440.7	30	31.0	694.6	0	0.0	0
陸前高田市	17,960	2,243	67	20.4	910.2	38	26.4	1177.7	26	25.0	1114.6	0	0.0	0
釜石市	31,305	3,908	21	16.4	420.1	23	14.6	373.2	26	34.9	893.5	0	0.0	0
宮古市	49,082	6,559	8	11.0	167.7	10	14.4	219.8	15	16.6	252.8	0	0.0	0
久慈市	32,287	4,786	5	5.6	116.7	5	6.0	125.4	50	51.2	1069.1	2	0.0	0
二戸市	25,028	3,390	15	19.0	560.5	13	11.3	334.3	60	59.7	1760.1	6	8.1	238.4
県合計	1,196,277	180,859	531	490.8	271.4	653	660.3	365.1	1909	1907.0	1054.4	92	68.0	37.6

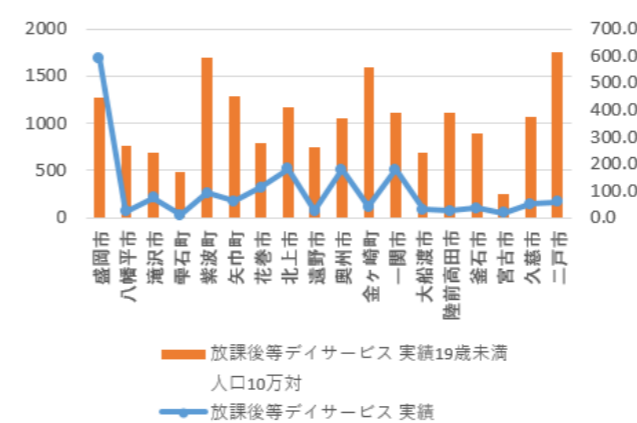
障害児相談支援実績（令和3年度）



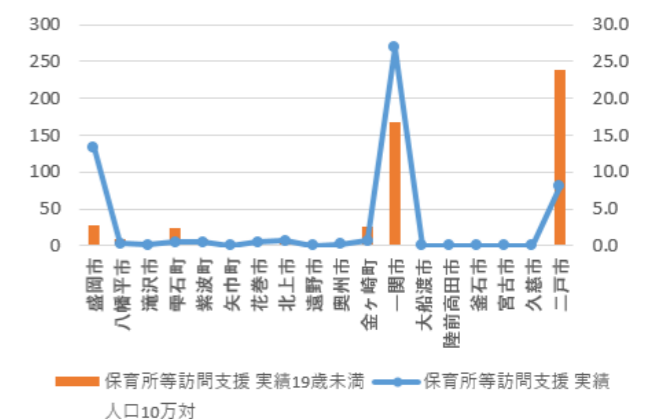
児童発達支援（医療型を除く）実績（令和3年度）



放課後等デイサービス実績（令和3年度）



保育所等訪問支援実績（令和3年度）



第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について

3 国の告示「障害福祉等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害福祉計画等において新たに取組が求められる事項（障害児及び発達障害者支援関係）

(1) 相談支援

- ・ 基幹相談支援センターの設置努力義務化（市町村）
- ・ 相談支援事業者に対し「家族への支援」も含めた対応を求める（事業者）

(2) 発達障害者等に対する支援

- ・ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等による発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の構築（市町村）
- ・ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等の実施者の地域における計画的養成（市町村・県）

(3) 障害児支援

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置すること（市町村・圏域）
- ・児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村において、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備すること（市町村・圏域）

<p>&lt;児童発達支援センターの中核的な支援機能&gt;</p> <p>ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</p> <p>イ 地域の障害児通所支援事業所に対する機能</p> <p>ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能</p> <p>エ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能</p>
---

- ・地域における支援体制の整備に当たって、地域自立支援協議会等における「こどもの専門部会」の設置及び市町村に設置されるこども家庭センターとの連携（市町村）
- ・児童発達支援センターの取組や、保育所等訪問支援等を活用した障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進（市町村）
- ・強度行動障害を有するなどの特別な支援が必要な障害児について、特別支援学校や障害福祉サービス事業所等と連携したニーズの把握、課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、支援体制の整備を図る（市町村・圏域）
- ・令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的な機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めること（県）

(4) 障害者の地域生活支援

- ・強度行動障害を有する障害者について、支援ニーズの把握を行い、令和8年度末までに市町村又は圏域において地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める（市町村・圏域）

（参考）第7期岩手県障がい福祉計画・第3期岩手県障がい児福祉計画の構成（現計画との比較）抄録

第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画	第7期岩手県障がい福祉計画・第3期岩手県障がい児福祉計画
<p><b>I 基本的事項</b></p> <p>1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 基本的理念(略)</p> <p>4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 障がい福祉サービス</p> <p>(2) 障がい児支援</p> <p>① 地域支援体制の構築</p> <p>② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>③ 地域社会への参加・包容の推進</p> <p>④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備</p> <p>ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実</p> <p>イ 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実</p> <p>ウ 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備</p> <p>⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保</p> <p>(3) 相談支援</p> <p>① 相談支援体制の構築</p> <p>② 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進</p> <p>③ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</p> <p>④ 多様な障がいに対する支援</p> <p>ア 発達障がい者等</p> <p>イ 高次脳機能障がい者</p> <p>ウ 難病患者</p> <p>エ ひきこもり</p> <p>(4) 被災地の障がい福祉サービス(略)</p>	<p><b>I 基本的事項</b></p> <p>1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 基本的理念(略)</p> <p>4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 障がい福祉サービス</p> <p>(2) 障がい児支援</p> <p>① 地域支援体制の構築</p> <p>② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>③ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進</p> <p>④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備</p> <p>ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実</p> <p>イ 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実</p> <p>ウ 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備</p> <p>⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保</p> <p>(3) 相談支援</p> <p>① 相談支援体制の充実・強化</p> <p>② 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進及び活性化</p> <p>③ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</p> <p>④ 多様な障がいに対する支援</p> <p>ア 発達障がい児・者</p> <p>イ 高次脳機能障がい者</p> <p>ウ 難病患者</p> <p>エ ひきこもり</p> <p>(4) 被災地の障がい福祉サービス(略)</p>
<p><b>II 区域の設定</b></p>	<p><b>II 区域の設定</b></p>
<p><b>III 令和5年度の目標値</b></p> <p>1 施設入所者の地域生活への移行</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(略)</p> <p>3 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行等(略)</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備</p> <p>(1) 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置</p> <p>(2) 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</p> <p>(3) 令和5年度末までに児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障がい)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的な機能を有する体制を確保</p> <p>(4) 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保</p> <p>(5) 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のため、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p> <p>6 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保</p> <p>7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に対する体制の構築(略)</p>	<p><b>III 令和8年度の目標値</b></p> <p>1 施設入所者の地域生活への移行</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(略)</p> <p>3 地域生活支援の充実</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行等(略)</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>(1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置</p> <p>(2) 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築</p> <p>(3) 令和8年度末までに児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障がい)等を活用し、難聴児支援のための中核的な機能を果たす体制を確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める</p> <p>(4) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保</p> <p>(5) 令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置。医療的ケア児支援のため、県及び各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p> <p>(6) 令和8年度末までに、県は障がい児入所施設に入所している児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置</p> <p>6 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>(1) 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。基幹相談支援センターを設置するまでの間、各市町村において地域の相談支援体制を強化</p> <p>(2) 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保</p> <p>7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に対する体制の構築(略)</p>
<p><b>IV 各年度における指定障がい福祉サービス等及び指定障がい通所支援等の種類ごとの必要な見込み及びその見込量の確保のための方策(略)</b></p> <p>9 発達障がいに対する支援</p> <p>(1)発達障がい者支援地域協議会の開催回数</p> <p>(2)発達障がい者支援センター等による相談支援件数</p> <p>(3)発達障がい者支援センター等の関係機関への助言件数</p> <p>(4)発達障がい者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発件数</p> <p>(5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数</p> <p>(6)ペアレントメンターの人数</p> <p>(7)ピアサポートの活動への参加人数</p>	<p><b>IV 各年度における指定障がい福祉サービス等及び指定障がい通所支援等の種類ごとの必要な見込み及びその見込量の確保のための方策(略)</b></p> <p>9 発達障がいに対する支援</p> <p>(1)発達障がい者支援地域協議会の開催回数</p> <p>(2)発達障がい者支援センター等による相談支援件数</p> <p>(3)発達障がい者支援センター等の関係機関への助言件数</p> <p>(4)発達障がい者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発件数</p> <p>(5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)</p> <p>(6)ペアレントメンターの人数</p> <p>(7)ピアサポートの活動への参加人数</p>
<p><b>V 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数(略)</b></p>	<p><b>V 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数(略)</b></p>
<p><b>VI 地域生活支援事業の実施に関する事項(県が実施する地域生活支援事業)(略)</b></p>	<p><b>VI 地域生活支援事業の実施に関する事項(県が実施する地域生活支援事業)(略)</b></p>
<p><b>VII 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置(略)</b></p>	<p><b>VII 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置(略)</b></p>
<p><b>VIII 関係機関との連携(略)</b></p>	<p><b>VIII 関係機関との連携(略)</b></p>
<p><b>IX その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項(略)</b></p>	<p><b>IX その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項(略)</b></p>
<p><b>X 計画の達成状況の点検及び評価</b></p>	<p><b>X 計画の達成状況の点検及び評価</b></p>